

参
考

医政総発 0129 第 2 号
医政経発 0129 第 1 号
薬生総発 0129 第 2 号
薬生監麻発 0129 第 1 号
平成 31 年 1 月 29 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{保 健 所 設 置 市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right)$ 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局総務課長
（ 公 印 省 略 ）
厚生労働省医政局経済課長
（ 公 印 省 略 ）
厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長
（ 公 印 省 略 ）
厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長
（ 公 印 省 略 ）

医薬品の確認等の徹底について

医薬行政の推進につきましては、平素より格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、シアン化カリウム（青酸カリ）を入れた医薬品を流通させるという脅迫文が複数の製薬会社と報道機関等宛てに届いたとの事案が発生しました。つきましては、偽造医薬品の流通防止のための所要の措置を定めた「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令等の施行について」（平成 29 年 10 月 5 日付厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）も参考にしつつ、下記の点について、貴管下の医療機関、薬局、医薬品販売業者、医薬品製造販売業者、医薬品製造業者に対する周知徹底をお願いいたします。

記

1. 各医療機関及び事業者が取り扱っている医薬品について、その外観や封などを十分に確認すること。
2. 医薬品を譲り受ける際は、譲渡人が常時取引関係にある場合を除き、譲渡人が必要な販売業許可等を有する事業者であることを確認すること。また、医薬品を納品する者の社員証等の身分証の提示により本人確認を行うこと。
3. 医薬品の製造過程、流通過程において、意図的な異物の混入がなされないよう、医薬品を保管する場所をはじめ、部外者の立入を制限している区域への部外者の立入に特に注意すること。
4. 取り扱っている医薬品に意図的に異物が混入された等異常のおそれがあると認められた場合には、速やかに監視指導・麻薬対策課、所管の都道府県、最寄りの保健所等に報告のうえ、警察に通報すること。